平成２５年（フ）第５５号
静岡県富士宮市星山936番地の27　コーポ月の輪201号、前住所神奈川県海老名市本郷2325番地の５
債務者　山口　庸彰
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２４年（フ）第１８５６号
札幌市西区発寒12条３丁目４番13号　あずみビル302号
債務者　古井　明美
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第６３２号
札幌市中央区南６条西11丁目1285番地23　エクリュ402号
債務者　上池　淳子（旧姓馬場）
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第６８７号
札幌市北区屯田２条５丁目１番22号　コークタウン105号
債務者　佐藤　光恵
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第７００号
札幌市白石区東札幌２条６丁目７番10号　第４トーホービル503号
債務者　菊地　涼子
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第４５号
相模原市中央区清新４丁目11番28号
債務者　遠藤　勝見
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第１２６号
相模原市緑区青野原2953番地
債務者　尾崎　　泰
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第１４２号
相模原市緑区長竹1851番地１　パーソナルマンション201
債務者　宮崎　和美（旧姓武田）
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第１４４号
相模原市南区当麻820番地10、住民票上の住所相模原市南区下溝540番地５　シャトルＢ102駒木方
債務者　原　　幸子
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第１５２号
相模原市緑区橋本６丁目38番17号　キャッスルマンション橋本501
債務者　児島　　覚
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第１５８号
相模原市中央区下九沢756番地１　ハーモニーヒルズ103
債務者　渡辺　哲美
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第１６０号
相模原市中央区下九沢756番地１　ハーモニーヒルズ103
債務者　渡辺　千衣
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第２６号
京都府南丹市八木町西田早田３番地ヴィラ多国山
債務者　中川　良三
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係
平成２５年（フ）第１０４号
高知市東久万37番地12
債務者　北代　千保
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
高知地方裁判所破産係
平成２５年（フ）第１０８号
高知市前里239番地
債務者　由原　直子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
高知地方裁判所破産係
平成２５年（フ）第３５８号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目22番８―106号アルバヤハギ
債務者　大谷　　優
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２５年（フ）第２５７号
東京都東村山市本町４―15本町アパート５―403、住民票上の住所東京都立川市若葉町３丁目43番地の２若葉コーポ104号
債務者　笹沼　　修
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部